

# 地域における協力活動に関する包括連携協定

平成 29 年 11 月 21 日

## 地域における協力活動に関する包括連携協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と、千早赤阪小吹郵便局及び河南郵便局等（別記に掲げる郵便局。以下「乙」という。）は、地域における協力活動（以下、「協力活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、双方の資源を有効に活用した協力活動を推進し、地域の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

### （協力活動）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協力活動について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

なお、緊急を要する場合は、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 地域の安全・安心、見守り支援に関すること。
- (2) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等の情報提供に関すること。
- (4) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる協力活動の具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

### （免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （秘密の保持）

第5条 乙は、協力活動に関し、知り得た個人情報その他秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲は、通報した乙を特定させる事項を、乙の事前了承を得ず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(個別協定等)

第7条 第2条に掲げる協力活動を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年11月21日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地  
千早赤阪村  
代表者 千早赤阪村長 松本 昌親

乙 南河内郡千早赤阪村大字小吹 68-974  
日本郵便株式会社 千早赤阪小吹郵便局  
千早赤阪小吹郵便局長 荻野 英樹

南河内郡河南町大字白木 1390 番地の1  
日本郵便株式会社 河南郵便局  
河南郵便局長 松阪 昇

別記

郵便局名	住所
千早赤阪小吹郵便局	南河内郡千早赤阪村大字小吹 6 8 - 9 7 4
河南郵便局	南河内郡河南町大字白木 1 3 9 0 番地の 1
河南神山郵便局	南河内郡河南町大字神山 4 1 4 - 1
富田林郵便局	富田林市甲田 1 - 3 - 1 6